## 専任特例監理技術者等の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者(以下、「専任特例監理技術者等」という。)及び専任特例監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下、「連絡員」という。)並びに監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置に係る必要な事項を定めるものとする。

(専任特例1号における専任特例監理技術者等の配置等)

- 第2条 川口市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領(以下、「要領」という。)に規定する専任特例1号における専任特例監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
  - (1) 請負代金額が1億円(建築一式工事にあっては2億円)未満の工事であること。
  - (2)連絡員を配置すること。
  - (3)連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的かつ恒常的な雇用関係を要さなくてもよいものとする。

(4)建設工事の工事現場間の距離は、同一の専任特例監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であるもの。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

- (5) 下請次数が3を超えていないこと。
  - なお、工事途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。
- (6) 当該工事現場の施工体制を、専任特例監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7)人員の配置を示す計画書を作成し、契約を締結する前までに発注者に提出すること。

また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(8) 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(専任特例2号における専任特例監理技術者の配置等)

第3条 要領に規定する専任特例2号における専任特例監理技術者の配置を行う場

合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定 の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等 の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する 者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。

- (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 専任特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (5) 専任特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (6) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (7) 専任特例監理技術者(専任特例2号)の配置に関する届出書を作成し、契約を締結する前までに発注者に提出すること。

## (同一の専任特例監理技術者等が兼務できる工事)

第4条 同一の専任特例監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一の専任特例監理技術者等が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

## (提出書類)

- 第5条 受注者は、専任特例監理技術者等、連絡員及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。
- 2 受注者は、専任特例監理技術者等、連絡員及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書等に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

#### (適用除外)

第6条 川口市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事である場合は、専任特例監理技術者等の配置を認めないものとする。

#### (CORINSへの登録)

第7条 本工事において、専任特例監理技術者等及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

# (その他)

第8条 既に監理技術者等として配置されている工事について、監理技術者等が専任から兼務に変わり、連絡員又は監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。